

様式第三

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成20年12月26日
2. 認定事業者名 株式会社日本航空インターナショナル

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

日本航空グループは、平成18年8月に実施した公募増資及び平成20年3月に実施した第三者割当増資により財務基盤を更に強化し、認定を受けた事業再構築計画に沿って、路線のリストラや燃費効率の良い中・小型機材の導入促進、基本賃金の10%削減、夏・冬期臨時手当の大幅圧縮、地上管理職や客室乗務員に対する特別早期退職の実施、トヨタ生産方式の導入等による生産性向上等についてグループ全体で取り組んでいる。

今後更に事業再構築を着実に実施していくためには、本年12月以降も最新式中・小型機を導入することによる燃油費の低減、整備費用の低減など事業革新を進めるための一層の設備投資が必要であり、そのために事業会社である株式会社日本航空インターナショナルが資本を充実して事業基盤の強化を図るための増資を行う。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成19年度に比べ平成22年度は、自己資本当期純利益率を13.3ポイント向上させる計画である。

財務内容の健全性としては、平成22年度には、有利子負債をキャッシュフローの4.5倍(基準である10倍以下)に、経常利益(経常収入-経常費用)の黒字化を達成する。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

中核的事業

「航空運送事業」

選定理由

日本航空インターナショナル社の営業収益に占める航空運送事業の割合は100%となっており、また日本航空グループ連結において同社が中核を担う航空運送事業の割合は、平成19年度実績で約80%程度となっている。同社は、航空輸送サービスの維持・充実を望む一般消費者の声に答え、わが国の航空輸送産業を支える中心的役割を果たしていくため、事業構造改革を断行することによりグローバルな厳しい競争に耐え得るような事業基盤を確立し、本業である航空輸送事業の徹底的強化を図っていく。

事業再構築に係る事業の内容

高収益・高成長路線に経営資源を集中し、ビジネス旅客需要ニーズに合致した諸施策を展開し、高イールド業務需要客体を確実に取り込む。また、経年機材の更新促進と新機材の導入による機材競争力の向上を図るとともに、燃費の悪い大型機を退役させ、燃費のよい中・小型機を導入することにより高騰した燃油費の削減に努める等の費用構造改革により収益性を向上させる。当該事業再構築のための新規機材導入に係る大型投資に対応するための財務体質強化の一環として、増資による経営基盤の強化を行う。

(2) 事業再構築を行う場所

東京都品川区東品川二丁目 4 番 11 号

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(4) 事業再構築の実施時期

開始時期：平成 20 年 12 月

終了時期；平成 23 年 3 月

(5) 事業再構築に伴う労務に関する事項

事業再構築の開始時期の従業員数（平成 20 年 12 月末見込み） 16,240 人

事業再構築終了時期の従業員数（平成 23 年 3 月末予定） 14,100 人

事業再構築に充てる予定の従業員数（平成 23 年 3 月末予定） 14,100 人

中、新規採用される従業員数

（平成 20 年 12 月～平成 23 年 3 月末予定） 1,000 人

事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数

（平成 20 年 12 月～平成 23 年 3 月末予定） 出向 1,500 人

解雇なし

事業再構築期間中に減少する従業員数

（平成 20 年 12 月～平成 23 年 3 月末予定） 1,640 人

別表

事業再構築措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業構造変更		
資本の相当程度の増加による中核事業の開始、拡大又は能率の向上	増資額：2,000 億円 増加前資本金：1,000 億円 増加する資本金：1,000 億円 増資の方法：株式会社日本航空割当増資 増資の時期：平成 20 年 12 月（予定）	租税特別措置法第 80 条の 2（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
事業革新		
第 2 条第 2 項第 2 号ハ	製造年の古い大型機を早期に退役させ、最新式中・小型機を導入することによって高騰する燃油費の低減、整備費用の低減等を行ない、平成 19 年度に比べ平成 22 年度には運航回数あたりの販売費（当社の場合は営業費用）を 5%以上低減します。	